

四万十町地域防災計画の見直しについて

1 地域防災計画について

○市町村地域防災計画

市町村防災会議は防災基本計画に基づき、市町村防災計画を作成し、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第42条)

【前回】平成29年8月改正 ⇒ 【今回】平成31年3月改正

水防法、土砂災害防止法の改正

平成29年5月19日公布

反映

四万十町地域防災計画の主な修正ポイント

一般対策編の修正ポイント

- 水防法、土砂災害防止法の改正を踏まえた修正
- 巻末資料【土砂災害警戒避難体制の整備】の追加

地震・津波対策編の修正ポイント

- 志和地区における津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の見直し
- 初動体制一覧表の見直し

資料編の修正ポイント

- 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区一覧の追加
- 2次避難所の追加・削除(追加:四万十高校、削除:大正体育館)